（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令の一部改正）

第六条　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

本則中「定める率」の下に「（以下「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（以下「無担保保険」という。）」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者及び法第五十三条第二項の一般社団法人等が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第八条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第八条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係（法第二十二条第六項に規定する特例経営力向上関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第九条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第十条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第九条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（以下「特定法人」という。）である場合における同項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第十二条の二中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第十四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十八条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（地域再生法施行令の一部改正）

第十条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。